

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	係長	主査	担当							文書取扱主任		

第 7 回 議会改革特別委員会 会議録

開催年月日	平成29年8月4日(金曜日)	開会11時00分	閉会12時39分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	清水、山本、堀、安樂、本間、木下、柴田、関藤	事務局	竹谷事務局長
			菊田次長
			村井係長
欠席委員			
説明員	なし	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 検討事項について		
	(1) 滝川市議会議員と市民等による意見交換会について(第1分科会)		
	・意見交換会について、各委員から意見を聴取した。要領については、正副委員長でたたき台を作って、次回委員会に提出することに決定した。		
	(2) 本会議主義と委員会主義の検討について(第2分科会)		
	・各委員から意見を聴取し、次回以降の委員会で集中的に議論することに決定した。		
	2 諮問事項の中間答申について		
	・諮問事項の中間答申について、委員長から説明があり、協議の結果、一部修正をし、中間答申とすることに決定した。		
	・第2分科会から、予算・決算審査特別委員会の中継について提案があり、協議を継続することに決定した。		
	3 その他		
	なし。		
	4 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 清水雅人 ㊟			

第7回 議会改革特別委員会

H29. 8. 4 (金)本会議終了後
第一委員会室

開 会 11:00

委員長 第7回議会改革特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 全員出席。傍聴として館内議員、東元議員が出席しております。

1 検討事項について

委員長 それでは、議題に入りますが、まずきょうの資料について説明しますが、2枚目に意見交換会に関する要領案ということで、前回お出ししたものと同一のもの。それと、3枚目が諮問事項の中間答申についてと、これも前回お出ししたものと同一のものをつけております。さらに、第6回議会改革特別委員会の要点筆録を資料としてお出ししております。

それでは、まず検討事項に入りたいと思います。

前回の特別委員会で2つの議論がされた中身で、さらに整理が必要ということで2つ挙げておりますが、まず滝川市議会議員と市民等による意見交換会についてですが、これについて前回、次の特別委員会で皆さんのご意見を伺うことにしておりましたので、委員一人一人にご意見をいただきたいと思います。

まず、この意見交換会の必要性についてお伺いしていきたいと思います。

それでは、会派清新の柴田委員から順にお願いいたします。

(1) 滝川市議会議員と市民等による意見交換会について(第1分科会)

柴 田 今まで私が主張してきたのと何ら変わらないです。その必要性も含めてわからない。まだ理解はできていないということです。

関 藤 行ったほうがいいたろうなという気持ちはあります。

木 下 私もやったほうがいのでないかという、まだ半信半疑なのですけれども、そのように考えております。

安 樂 意見交換会については、先般も道新に一応やるということで出てしまっている部分もあります。まだ議論が深まっていない段階で出ているのですけれども、やらざるを得ないのでないのかなと思っています。一回市民にもうそれで出ているわけですから。

本 間 年に1回必ずやらなければならないという縛りは外して、必要であるときに行うということにすべきであるということと、それからやる内容を明文化するのは難しいのですけれども、政策を練り込んでいる間に何かを聞くような、そういうタイミングが重要だと思うのです。ただいろんなことを聞けばいいというようなことだけはなるべく避けたほうがいい。ただ、それぞれの常任委員会である程度そういう高度な判断をしながら進めていくべきだろうと思います。

副委員長 本間委員のおっしゃったとおりで、やることはやぶさかではないのですけれども、ただ毎年絶対やらなければいけないという縛りはつけるべきではない。それとどこでという要所は、かなり高度な判断のもとで開催すべきなのかなと思います。なぜこのようなことを言うかということ、ほかの議会の視察に行ったときに、結局数年すると意見交換会が毎回同じようなメンバーで形骸化していくおそれがあるということ承っておりますので、その辺が解決できない限り、絶対の縛りはつけない方向の要綱になら賛成ですけれども、絶対ということであれば賛成しかねるということでもあります。

堀 率直な意見は、もっと議論を深めていただいて、なぜその必要性があるのか、この1点にもっとこだわって話をさせていただいて、当然時間がかかるわけですから、その辺は吟味して判断したいと考えています。

委員長 それでは、7名の委員が内容を限定して疑問はあるが、あるいは詰める内容はあるが、やっていくことについては賛成。柴田委員については、必要性含めて、まだ議論が足りないということでした。進め方としては、柴田委員も反対というわけではないので、内容に踏み込んで意見を伺っていきたいと思います。2枚目を開いていただきたいのですが、第1条からあります。第1条から第5条について、ここはこうすべきと、あるいはここはこのような疑問があるのだということをお各委員から伺いたいと思います。

関 藤 前回、私軽々で皆さんにおわびした件でございますが、第4条のホームページ等により公開するものとする限定になっているので、これはいろいろな方々からお話を聞いた内容でいくと、私も後でそう思ったのですけれども、ホームページ等により公開することを原則とするが、相手方があることなので、その了承を得てというような文言に変えて、これだと完全に公開するということになってしまっているの、そのこの部分の文言は整理したほうがいいかなと思います。

委員長 本 間 まず第4条についてご意見のある方。そもそも論からやりますか。本間委員。まず、この中で第2条のそれぞれ毎年実施するものとするを外してほしいということは一応言っておきます。これはどういう話で入り口になったかということについては、まず理解をした上でないとそもそもわからないということになると思います。それで、移動常任委員会をやるべきか、やるべきでないかという話の中で、そんなことはやらないほうがいっだらうという議論になりまして、そこから地方創生の関係でやった経緯もあったときに、要するにルールがないのだと、そういう意見交換をするルールがないので、視察扱いにしなければならないのだということがあったので、それではルールづくりだけでもしたということが単純な入り口だったのです。ですから、それを毎年やらなければならないとか、ホームページで公開しなければならないと、余りにもハードルをつけ過ぎているというところも疑問点ではあるのかもしれないというような感じがいたしますし、だからもしできるのだったら、このルールも要らないというのだったら、別にそれはそれでいいのだからなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 柴 田 柴田委員。第6回議会改革特別委員会のものがここについていますけれども、全く疑問が解消されていないのです。きょうこの要領案をいただいたのですけれども、これはずっと委員長がおっしゃっていたことをまとめただけで、我々の意見は全く反映されていないのです。目的とは必要な事項を定めるものとするのではなくて、今までの特別委員会でこの目的をどうするかということが一番大事だということを私はずっと言ってきたのです。政策立案という文言もここにあるのだけれども、本当にそこまでできるのかと、そこまで責任持ってやれるのかということを私はずっとこの委員会で言ってきたのだけれども、出てきたこの要領案には政策立案に努めるものとするとして書いてあるのです。本当にできるのですか。できるか、できないかわからないから、今まで議論をずっと費やしてきたのだと思うのだけれども、ここに書いてあることは当初の夢物語のことをそ

のままここに書いてあって、私としては全く納得ができないのです。意見交換会をやるか、やらないかというのは、私は賛成も反対もしていない。それは間違いないです。ただ、この中身について本当に政策立案ということを出して、この要領なり要綱なりを表に出したときに、市民からの要望だとか、そういうものを我々が拾い上げて政策に実現していくことを本当にプロとしてやるのかということをお私はずっと言ってきたのだけれども、この要領案では余りにもレベルが、ハードルが高過ぎて、私はとてもやれるものではない。これを何でつけたのかな。一生懸命読んでいたのだけれども、もしこの中身があったらこれになったとすれば、ここら辺はアリバイづくりで委員会を開いただけとなってしまうのではないかと。ほかの委員はどう思うかわかりませんが、それはちょっとわからない。

それと、先々に行ってしまうのだけれども、協議継続、継続といろいろ書いてあるのだけれども、終結しているものも結構あるのではないかなと思っているのです。それが何で継続になっているのかなと思っているのですが、これも私の勘違いでしょうか。

委員長

まず、最終ページについては、これは最後に議題としてつけてありますので、これはそのときということ。柴田委員が言われた政策立案、ハードルが高いのではないかと。第3条についてです。また、目的の第1条なのですが、第1分科会ではこのあたりも結構議論をされてここにたどり着いているということもありますので、いかがでしょうか。

柴田

もしこれでやるのなら、私は反対です。これは無理です。ここには常任委員会の委員長だっているのだから、ぜひ聞きたい。

委員長

関藤

関藤委員。

柴田委員が言われたのは全くごもつともで、多分総務文教常任委員会の中において、そのときに示させていただいたのは、ハードル的にはそんなに高いものではない。例えば政策立案に生かすとか、そういうようなことは私もハードルが余りにも高過ぎると思います。ですから、もし意見交換会ということをやるのであれば、それは議員一人一人が先ほど本間委員が言われたような本当に必要なところを吟味して、そこで研修というか、議員一人一人の知識とか、そういうのを得るといって、それに対して、今柴田委員が言われるように我々が本会議の中でそれを取り上げてまで、行政に向かってこういうことはどうなのだという政策立案なんてとてもできるとは思いません。ですから、あくまでも今言われたように議会改革の中でもしこれを取りまとめるのであれば、ハードルを少しずつ削って行って、先ほど本間委員が言われたように常任委員会でも必要に応じて、委員長、副委員長が中心になると思いますけれども、こういった団体とぜひ意見交換をやってみたいのだというのをその常任委員会で皆さん委員にお話しさせてもらって、そこでそうだねという了承を得た中でやっていくのがいいのかなと、私自身はそういう考えでいます。

委員長

お二人からそういった話が出されて、第1条は政策立案という言葉は使っていませんし、政策に反映するためという、これはレベルが、ハードルが高いというところまでの文言ではないと思うのです。問題は第3条で、政策提言という言葉、また政策立案という言葉。例えばこのハードルを下げると思ったら、目的に書いてある政策に反映するように努めるということであれば、ハードルは

一気に下がるので、こういったような修正ではいかがですか。

柴 田

全くイメージが違うのです。委員長がおっしゃっている話と私の考えの意見交換会のイメージが物すごく違う。例えば我々議員活動において常任委員会を開催します。例えば行政課題が出てきた。いろんな意見が出て、これはもっと幅広い意見を集約しないとだめだということを常任委員会として認知して、それで団体でも一般市民でもいいですけども、出向いて行って、この問題についてのご意見を我々はお聞きしたいという話なのかなと、私はそういうイメージを持っているのです。ところが、ここにはそういうことではなくて、何か特定の政策、例えば女性政策だとか、あるいは経済政策だとか、あるいは移住政策だとか、そういうテーマを絞って意見をもらって、それを市民の意見を掌握して、政策を立案して予算を獲得していくようなことにこの意見交換会がなっていくのではないかなという、私はそういう思いがあるのです。だから、政策立案だとか、意見等の政策化というような言葉が出てきているのだけれども、全くそういうのは無理。私の視野からはありません。そこまでは無理だし、仮にやったとしても、後々消化し切れずに、あの議会は何やっているのかという、逆に反発しか生まれないのではないかというのは実はこれまでもずっと言ってきたのです。ところが、出てきたのはこのペーパーで、政策立案になっているものですから、それで私は反対だと。これでは全く納得できないと。関藤総務文教常任委員長が言っているとおりなのです。常任委員会でこれを本当に受けとめたら、これは毎日のように常任委員会を開いて、当局側を呼んで、そして次の議会の政策予算として盛り込ませるといって、そういう作業をやっているかなければいけないのです。だから、普通の常任委員会は無理です。

委員長

第1分科会でこれは相当議論したのです。それで、最初、議長はという主語にして、議会丸ごとで、議長はと書けば常任委員会も含まれる、当然議員個々も含まれるという。しかし、それではハードルが高過ぎるということで、議員はにしたのです。常任委員会にはしようという案もあったのですが、それもハードルが高過ぎるので、議員はにしたのです。そして、政策立案だけではハードルが高過ぎるので、政策提言及び政策立案とし、さらにこれを義務化したらハードルが高いというので、努めるものとするということで、第1分科会はそういった議論の中でここまでハードルを下げたのですが、これ自体も常任委員会を縛っていない。全く縛っていませんから、各議員が例えば常任委員会でこれを諮ってほしいという場合は常任委員会で取り上げることはできるけれども、常任委員会がこれを義務としてやらなければならないことではないのです。だから、柴田議員はハードルが高い、それは無理だ、将来何をやっているのだと言われるというような話をされましたが、ここまでハードルを下げたとしても、それも無理だし、意味がないとおっしゃっているのか、その辺伺います。

柴 田

常任委員会の枠を外してもいいですけども、どこでそういうそんたくをするのですか。こういう政策課題が必要だと、いつ開くと。それでは、何で開くのですか。どういう形のものが必要を感じて、例えば18人の議員のうち二、三人が必要だと言ったら開かれるのですか。どこで決めるのですか。出て行って市民の意見を聞くという。常任委員会でないと無理ではないですか。常任委員会で課題が何か出てきて、議論が百出して、なかなか方向性が定まらない。これはやっぱり市民の人たちに意見を求めて、あるいはこれに関連する団体に意見を求めて、意見の集約化を図っていきましょうというのだったらわかるの

です。そのたがを外してしまったら、一体どこで決めるのですか。移動の委員会をいつやるかだとか、何の目的でやるかだとか。

委員長
本間

本間委員。

委員長が説明したような経緯があって、要するにそういう問題点を感じながらこの意見交換会の要領について変えてきていることは間違いないのです。だから、基本的には全く同じ考えです。要するに必要なときに必要な行政課題について話を聞きたいということが常任委員会の中に出る場合に、それをやるルールがないので、ルールづくりをしておきましょうかということが入り口、先ほど説明したとおりなのですけれども、それがだんだん議会改革というものの中で事務局のやりたい、やるという方向でいったほうが良いという思いもあったりして、毎年1回というハードルをつけたり、いろいろしていたのだけれども、それも危険性があると思うので、あとはこれをどのように直していくかということだと思います。だから、判断はその都度だということなのです。

委員長

休憩します。

休 憩 11:26

再 開 11:32

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

疑問の一つに第2条、意見交換会について、まず第2項、あらかじめ委員長から議長に通知。さらに、第3項、議長は実施概要を直近の議会運営委員会に報告する。さらに、第4項は、委員長から議長に報告書を提出する。最後に、議長は議会運営委員会に報告する。こういうことがなぜそこまでやらなければならないのかということが出されました。疑問があります。これについても第1分科会では相当議論して、議会ルール上これがなければできないということだったと思うのですが、事務局のほうから説明願います。

菊田次長

第1分科会、第5回ですけれども、12月8日に意見交換会の流れという形で整理して議論した経過がございます。それで、先ほどからお話がありますとおり、特別委員会を開いて意見交換会を行った経過もあるということで、今の議会の会議規則、この部分でできないのかということで、それは今までも議員の派遣等、そういう部分でやることは可能なのです。それで、意見交換会、諮問は議会報告会という形なのですけれども、議会報告会をやるといっても、結局市民を対象としてやった場合には陳情の場になりかねない。それでは、そういう部分ではどうするというところで、テーマを決めて、先ほどからお話のある一歩外へ出て市民と対話をしてということで意見交換会ということを実施してはということが最初のはしりなものですから、それでその部分で今までのルールでもあるのですけれども、きちんとその部分の流れ的なものを整理してはどうかということもありまして、あえて会議規則のその部分を抜き出してここで規定しているということもございます。ですから、実施することに対して同じような要領を2つつくってやる必要はないのですけれども、ただ議会改革で実施するものですから、何かこういう規定をまとめてやったほうが良いのではないかという意見もありまして、この要領案ということに至っております。この部分については、3月7日に議論した案のままですので、その後の3月7日に議論した後のことについては反映されていない状況でございます。

委員長

要するに第2条第2項から第5項の中身というのは、そもそも常任委員会が独自にやろうとしたときに会議規則上踏まなければならないことを会議規則から

引用して入れているということですので、こういう手続はしなければならない
ということ今確認したということです。

委員長

休憩いたします。

休 憩 11:36

再 開 11:41

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

ご議論の中で、条文でいうと第2条については会議規則をここに抜き書きした
ものであるが、これを一つの統一がとれたものということで、使いやすく要領
としてまとめることについてどうかということが1点目。

もう一つは、第2条第4項と第5項は結果ですが、結果については報告書を作
成し、委員長から議長に提出をする。この第4項によって意見交換会で出され
たいろんな意見を常任委員会として議長に伝える。そして、議長は第5項で、
それを直近の議会運営委員会に報告する。議会運営委員会に報告することで全
議員に報告がされるということの中身を第1分科会ではたしか確認をしていた
と思うのですが、この2点については一致が見られたのかなと思います、そ
れを確認したいと思います。本間委員。

本 間

今これ見ながら、いろんな意見が出ていることに対してそれを反映するものを
つくるとしたときに、それをこことここは一致しましたけれども、これはこう
ですというようなことでは済まない。だから、一旦整理する時間が必要なのだ
ろうなと思います。

委員長

柴田委員。

柴 田

第2条第2項、第3項、第4項、第5項は別にこれはこれでいいのです。会議
規則にも書いてあるのだからのせるのはいい。ただ、やり方をここで共通の認
識として持ってもらわないと困る。だから、どうしても最後、意見等の政策化
という第3条。これは努めるとかではなくて、報告書にまとめ、関係機関等に
送付してもいいし、提出してもいいし、そういう形で議長にも報告するという
ことでまとめてほしいのです。政策立案に努めるということを見ると、まるで
すごいことをやっていると思われちゃうので、ここの特別委員会の委員だ
けではなくて、ほかの議員に理解を求めるためにも、これはやっぱりちゃんと
直すべきだと思います。修正すべきだと思います。あとは別にどうでもいいの
です。これは会議規則にのっているわけだから。ただ、そういう認識を特別委
員会としては持っていたかかないと、余りにも重過ぎる。

委員長

副委員長。

副委員長

いろんな意見があったのですけれども、先ほど柴田委員も言われたとおり、や
はり陳情会になってはいけないと思うのです。結局そのときに市民の皆さん方
から、議員の人に言えば何でもしてくれる。けれども、我々は議決権を持って
いるけれども、議会に対しての提案権はないことはないのですが、提案してく
るのはあくまでも理事者側なので、先ほど言うように理事者に対して、どのよ
うに実現してもらおうか手段が書いていない。意見交換会を市民とすることによ
って、それを政策に反映してもらおうという、理事者にいかに伝え、実現して
もらうかということのプロセスがここに何にもない。ただ、理事者側にお願
いするだけの意見交換会では何にもならないので、その辺の整理ができてい
ないと思うのです。それで、きょう結論を出すのは早いのかなと思います。基本的
私も意見交換会を絶対やるということは反対ですので、開催することができる

という程度にしておかないと、意見交換会の形骸化は絶対避けたいと思っていますので、その辺の整理をきちんと文章の中でも整理できないと、これはやっぱりだめなのかなと思っていますので、きょう無理やり整理するのはよくないと思います。

委員長

山本副委員長からもご指摘がありましたので、整理をしたいと思うのですが、この場でこの要領案を修正してつくることは無理があるということなので、委員長、副委員長で次のたたき台をつくるということが必要だというご意見なのですが、ただ全部なのか、一部なのかということだけは明確にさせていただきたいのです。今言われたのは第3条です。第4条、それと第2条の毎年、あるいは実施するものとする。私は、この3点かなと理解をいたしました。次のたたき台をつくる上でこの3点についてもう一度検討し直したものをお出しすることを確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本間

議事録に残るということもあるので、3点を中心に、例えば抜けていることもあると思うので、3点についてとは整理できないと思いますが。

委員長

本間委員からのご指摘もありました。3点を中心にとということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、まずこの検討事項の1つ目については、次回委員会に委員長、副委員長でたたき台をつくって再度お出しすることとしたいと思います。それでは、検討事項の2点目ですが、本会議主義と委員会主義の検討について。これについては、前回まず計数の確認、本会議における計数を聞く質疑をするということについて一定の方向性を出す必要があるということなのですが、それで皆さんにお諮りをしたいのですが、まずこの計数の確認について文言化するとしたら、申し合わせの中に文章化するという作業が今後出てくると思うのです。それを念頭に置いて確認をしたいと思いますが、前回の議事録をお出ししておりますので、それぞれの議員が持っている、あるいは確認し得る資料で確認できないものについては、常任委員会の中で質疑をすれば委員外議員も含めてこれについては確認をすることができると、そういったものについては本会議で確認のみで終わるのはだめだと、次の質疑につながっていく、その問題の解明に欠くことができないと判断される場合はそういう質疑でもいいと。特に簡単に出ない数字とか、それについてはもちろん計数を聞くことも当然なのですが、要するに簡単な計数確認についてはそういう方向で一致しようという第2分科会からのご提案だったのですが、これについて先ほどのように文章化するという作業がありますので、当然これはこの場ではなかなか難しいと思うのです。しかし、そういう方向で整理をしていくということについて、それぞれ皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

(2) 本会議主義と委員会主義の検討について

本間

これは、要するに事前審査にわたるか、わたらないかという話ですよね。けれども、それを委員会で先にやるということは事前審査になるか、ならないかということなのでしょう。本会議でやらないということは、委員会でやらなければならないということになるわけだから。そういうことなのでしょう。

委員長

そういうことです。

本間

それは、文言的に整理しなければならないものなのですか。まずそれから確認させてほしい。

委員長 委員長としてこれを決めたら、何か形に残さない限り忘れ去られるものなのです。直近の話でいえば、一般質問や本会議での質疑は質問の形で終わると、最後意見の形で終わってはならないということ、これは申し合わせにのりましたよね。申し合わせにのったので、数年前のことが確認できたのです。けれども、これも文章化しないと、10年後になったら、そんなことあったかとなってしまいますので、もし決めるのであれば、そういう形に文章化せざるを得ないだろうなと思うのですが、そういうことも含めて決めていくということについて確認をしたい。

委員長 休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 11:57

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今の発言の中で文章化をするかどうかも含めてということを行いました、それはなしということにします。つまり計数の確認について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

副委員長 計数の確認についても、本間委員が言われたとおり、事前審査という部分がどこまでなのか。だから、計数の確認は事前審査ではないということで理事者側から確認はいただいているので、数字だけを聞くのは幾ら聞いてもいいということでお話をいただいています。その辺のことを踏まえて論議をしていかないと、その数字の範囲を超えて委員会ですべてと事前審査になるので、数字を聞いて本会議に臨むのならいいのだけれども、そこでその次の質疑が出てしまうと事前審査になってしまうと私は思うのです。だから、その辺を含めて、どこまでが事前審査だということを皆さんが確認をしながら前へ進めないでためなのではないかなと思います。各委員もその辺はどこまでだという共通認識を持たないといけないと思いますので、事前審査と言っているけれども、今現在の制度では各委員会の委員長の判断で踏み込む場面も出てきて、その辺統一した見解というのが今はないような気がするので、皆さん方の考え方が統一していないとまずいことだと思うので、よろしく願いいたします

委員長 柴田委員。

柴 田 おととい総務文教常任委員会を開いて、清水委員長が質疑されたのです。4つ質疑されたのです。それで、ペーパーとして出されていることについて前半2つ質疑されたのです。それは、私は事前審査ではないなと思いました。ここに書いてあることですから、これについてはどうなのだというのは事前審査ではないと思っています。ただ、後段の2つ、それではほかの部活動での支援の仕方についてはどうなのだと聞かれたのですけれども、それは間違いなく事前審査になるのです。ここには書かれていないことですから、それを教育部長のほうに質疑されたので、私はこれは事前審査だからだめだと言おうと思ったのですけれども、そんなに質疑が出て委員会が延びることはないのです、私は何も言わなかったのです。そういうところも含めてやっていかないと、これは本当に複雑な話になってしまう。きょうこれを検討するかというのではなくて、分科会なりでそのこと自体を議論しないと前に進まないと思います。

委員長 本間委員。

本 間 要するに明文化するということができるか、できないかというのは、私は不可能なのではないかと思うのです。多分書かれていることの種類の不備な部分、

書かれていない部分というか、そういうことを単純に確認することだったらいいというようなことを共通認識にするぐらいのことでないと、それをどういう文章で書くのか。具体的に全部落とし込んでいくのか。そういうことは無理なのではないだろうか。ただ、認識としては、書いていないとなくなるみたいなことを言っているけれども、そこまではできないのではないかなと僕は印象としては持っていますので、よくよく考えてまた提案してくれればいいのかと思います。

委員長
関藤

関藤委員。

今本間委員が言われるとおりで、今の状況というのは事前審査に当たっているか、当たっていないかということは委員長の判断任せではないですか。今柴田委員が言われたように、先日の委員会、私も後半の部分に対しては確かにどうかということ、もしそれが必要であれば事前に別の日にちにこのことについても委員会を開いてくれだとかと言われるのだったら納得できるのだけれども、そうではない質疑が事前審査に当たるか、当たらないかというのが出てきたときに、今は委員長判断でやらざるを得ない。そうであれば、今本間委員が言われるように、それを事細かく、これは事前審査に当たるか、当たらないかなんていうことは文言で書き切れませんではないですか。ですから、ある程度の枠組みのところというか、皆さんが共通としてそうだと思うような内容だけを文言にするということであれば、そこまでだというぐあいに僕自身も思います。

委員長

整理してよろしいでしょうか。今言われたようなことで、きょう結論を出すということにはなりませんので、以降の特別委員会ですらまとめるということで私は整理したいのです。

柴田

割り切るとすれば、僕は委員会で事前審査を全てオーケーにすべきだと思います。それは、本会議で質疑をするときには市長あるいは教育長に対する質疑を行うということで、先ほど言っていた計数的な問題だとか、そういうものについては委員会で部長が答弁できる中身までは質疑をするとか、そういう割り切り方以外は委員長裁量でやるなんていうことは不可能だと思うのです。だから、本会議で議案に対する質疑については、市長が答弁を必要とするところ、要するに方針を転換せざるを得ないのか、どうなのかという質疑に限るとことにすれば、事前審査は行ってもいいというところでしか僕は割り切り方はないと思う。それを計数的なものも本会議で質疑するから、本会議がどんどん広がっていくという形になるので、委員会ではできませんになってしまうのだと思うのです。これはあくまでも例です。ただ、そのことも含めて検討していかないとしようがないと思います。

委員長
本間

本間委員。

今柴田委員がおっしゃったようなことまで広がっていくと委員会主義に転換するという議論になってくる可能性もあると思うのです。だから、イメージ的には細かい数字の確認だとか、それから提出された資料の例えば文言的な部分の確認だとか、そういうことに限るといいのではないかと思います。

委員長
柴田

柴田委員。

そこまでやらないと事前審査の話を委員長裁量に任せることはできませんという意味で僕は言ったのです。僕が言った問題点は、各常任委員会のメンバーしか、その枠の中でしか実は議論が、あるいは質疑がなされないという、たった3分の1の人間しかその権利がないということに問題が集約されると思うので

す。だから、本会議で市長にしか質疑できないなんて限ってしまったら、ほかの12名の議員はどこでも質疑が、あるいは内容を解明できないということになってしまうので、そうはならないということなのです。僕はそういう意味で言ったのです。もし事前審査を許すのだったら、そのようになってしまいますということ。それは結果的には今の議会にはなじまない制度だということは、第2分科会の中できっちり議論したはずなのです。だから、文言として残すというのは至難のわざだと思います。

委員長 追加のご意見を出されましたが、次回以降の特別委員会でこの問題についてはまた集中的に議論をするということでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、諮問事項の中間答申について。これについては、前回は3月7日だったのですが、ちょうど2年目の節目ということで議長に諮問の現状はこういうことだとお伝えをする。議長が必要と思ったものについては具体化されるということにするために、3ページ目の整理をしたいということで、これも前回出したのですが、この確認までいかなかったのです。それで、一つ一つについて、この説明は既に前回第1、第2のそれぞれの分科会の副座長のほうからされておりますので、項目的に協議終結、継続というのはそれぞれの分科会の説明で出された言葉ですから、議事録を見ていただければわかります。私が勝手に書いたものではございません。それは確認していただきたいのですが、一つ一つ確認をしていきたいと思えます。

2 諮問事項の中間答申について

委員長 (1)、市民に開かれた議会について、議会からの情報発信、広報広聴活動の充実についての中のみず議会報告会の開催については協議終結とすることでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 次、移動常任委員会については、市民等による意見交換会という形で形を変えて協議を継続していくということでしょうか。

本 間 これは移動常任委員会ではないから、さも移動常任委員会を継続協議しているかのようにするのはどうかと思えます。全く違うものだという認識がありますので、この書き方は変えたほうが良いと思う。

委員長 移動常任委員会というのは、諮問の文言なのです。それで、これを第1分科会で移動常任委員会はやめだと、けれども常任委員会として広報広聴活動をするとしたら意見交換会だと形を変えていきましたということです。

本 間 移動常任委員会は、協議終結なのです。ほかに出てきたものなので、そのように表現したほうが良いと思えます。

委員長 ほかにご意見ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、このようにいたしたいと思えます。

まず、移動常任委員会については、制度化しないということで協議終結とすることでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 滝川市議会議員と市民等による意見交換会について協議を継続するということがよろしいですか。

(異議なしの声あり)

- 委員長 政務活動費のあり方の検討については協議終結でよろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 (2)、多様な議論の場を形成する議会について、議会の行政監視機能の強化について、議会基本条例の検討については継続ということによろしいでしょうか。
- 本 間 一応第1分科会の中では、どのようにまとまったかというのは明確ではないにしても、要するに私なんか話している意見としては具体的なことを先に行って、必要とあれば今後考えていく可能性があるということなので、この残り2年の中でそれが行われるということはないと思うので、私は協議終結なのではないかなと思うのですけれども、どうなのですか。協議する気はないですよ。そこのところは曖昧にしないほうがいいのかと思います。
- 委員長 第1分科会の座長として説明するとすれば、これについてやらないという結論は得ていないことはあるので、どれだけ深掘りするかは別として、継続ということによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 政策立案能力の向上について、議員及び事務局職員の調査、研究能力向上の検討については協議終結とすることによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 常任委員会、特別委員会での政策提案など、協議終結ということによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 議員個々の資質の向上について、議員間討議（自由討議）などについては協議継続とすることによろしいですか。
- 本 間 これも例えば常任委員会とかでやることはできるということぐらいで、終結しているのではないかと思うのですけれども、これをなぜ継続にするのかわからない。
- 委員長 休憩します。
- 休 憩 12:12
再 開 12:14
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
これは、前回の木下副座長の報告で、議事録の2ページに載っておりますが、10行目からです。議員間討議につきましては、前期の本委員会において導入することを決定しているため、その方法等について協議を進めていきます。方法等について協議を継続すると、やるということはもう決まっているということです。それは誰も反対する人いません。ただ、議員間討議を実際にやろうとするとどこでやるのだということがわからないということで、方法を積極的に考えていくという第1分科会の整理だったと思うのですがいかがですか。
休憩します。
- 休 憩 12:15
再 開 12:17
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
これについてはやはり継続ということで、結論持ち越しということによろしく願いいたします。
議会の活性化について、議員の各常任委員会への複数所属の検討についてはしないということで、協議終結してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 議長、副議長の会派離脱の検討については、議会改革特別委員会の協議の範囲に入るかどうかということで取り扱いを議長が検討中ということで、保留とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 反問権付与の検討については、継続ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 本会議主義と委員会主義の検討については、継続ということでよろしいでしょうか。

本 間 結局、継続ではないですよ。第2分科会の報告からいうと全く継続ではないし、それに対して全く異論が出ていないので、継続のほずがないと思う。それに関連して計数の確認についてということもあるので、これはもう終結なのではないですか。ただ、議長と委員長がやりたいと粘り強く言われていることで、このように反映しているのですか。

委員長 実は、前回の議事録を精査したところ、第2分科会の柴田副座長の報告でご説明の中では、本会議主義をとっている滝川市が委員会主義に移ることについての検討内容というか、分析内容が示されていないし、また委員会主義には移るべきでないという説明もなかったもので、こういう状況では協議終結とは言えないのかなと理解したのですが、いかがでしょうか。

休憩します。

休 憩 12:21

再 開 12:29

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

私も勘違いがございまして、柴田副座長の報告の中で、これまで本会議主義と委員会主義のメリット、デメリットなど調査研究を継続し、今までよりも一歩踏み込んだ議案等の審議ができるような委員会等審査のあり方を検討してきたということが書かれているのですが、滝川市議会における本会議主義、委員会主義のメリット、デメリットということがこういう表で出されているのです。諮問事項については、こういった分科会に分けた以上、その分科会に入っていない委員についてはその内容をよく知った上で結論を出す。きょう結論出すとしたら、こういうものを知らないで結論を出すということになってしまう。この資料は委員会には出されていないのです。出されていないので、委員長としては要するに次回の特別委員会でこの資料を出していただいて、特別委員会として議論するというにしたいと思いたいますがいかがですか。

本 間 それぞれの委員は、あらゆる勉強もしていますし、調査もしていますし、情報交換もしています。この会議の中でだけそれが行われているわけではないので、どうしてそんなことにこだわるか。皆さん結論出ているのに、委員長が言うのだったら、私はこういう意味で必要性を感じるの、もうちょっと皆さん考えてほしいというようなことが、要するに多数決が全てではないのかもしれないから、それだったらもしかしたらあるのかもしれないけれども、これだけ全会一致になっているのに、何でそこにまた、メリット、デメリットを見てもいないのに何で判断ができるのかというような、そういう失礼なことを言うことはないと思います。

委員長 時間がもう12時半なのです。大体もう終わりに近づいているので、このまま継

続するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

私としては、協議を継続するという理由は、第2分科会の議論の状況を特別委員会として確認をするという必要性を感じるということに尽きます。私の個人的な意見をここで言ったところで、それは余り意味のないことかなと思います。抜本的な議論をこれからここでする場ではないと思うのでご理解いただけませんか。今まで議論しましたので、私以外にこの本会議、委員会主義を継続するというご意見のある方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

委員長

いないということであれば、終結ということを決定をしたいと思います。これで一応全部です。以上をもって中間答申をいたします。

最後に、前回の特別委員会では第2分科会のほうから説明がなかったのですが、必要事項ということで、予算審査特別委員会における可視化の問題について山本座長のほうから説明を受けたいと思います。

副委員長

実現可能であれば、この部分については予算とかいろんなものが絡んでくると思いますので、その辺を踏まえた中でということであります。

委員長

柴田委員。

柴田

本会議で中継はしているのですけれども、予算の審査の過程を市民が知り得る機会がないといったことから、予算と決算審査特別委員会の中継を予算の都合がつけばやるべきだという第2分科会からの話があって、それでご提案をさせていただきたいということでもあります。これは、議会としても開かれた議会を目指すという明確なうたっていますので、今回のこの特別委員会の趣旨に沿うものだと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

委員長

本間委員。

本間

基本は賛成でありますので、付託されたものはやはり密室化するべきでもないもので、せっかく本会議を可視化しているのと同じようにやるべきだというのは賛成です。その方法論等について詰めたものをご提案させていただきたいということをお願いいたします。

委員長

これについては協議継続ということによろしいですか。

柴田

この件については議運で決定しないとだめなので、来年度からもし実施するのであれば、早急に議運の場で確認をして、そして予算要望等に備えないとだめなので、そんなに時間がないものですから、そこら辺はご理解をいただきたい。

委員長

それでは、きょう予定しておりました議題については全て終了いたしました。

3 その他

委員長

委員の皆さんからあれば何かありますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会については、正副委員長に一任していただけますか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、第7回議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 12:39